

京都市交通局管理規程第24号

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程

地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、プロジェクトチームのチームリーダー及びサブリーダーが属する職制上の段階の標準的な職は、別に定める。

職制上の段階		標準的な職
1	次長，理事及び監察監が属する職制上の段階	局長
2	統括監察員，部長，室長及び担当部長が属する職制上の段階	部長
3	安全運行管理官，お客様サービス推進員，課長，所長，工場長，担当課長及び担当所長が属する職制上の段階	課長
4	課長補佐，工場長補佐，所長補佐，担当課長補佐及び担当所長補佐が属する職制上の段階	課長補佐
5	係長，区長及び担当係長が属する職制上の段階	係長
6	主事（技能・労務職を除く。）が属する職制上の段階	主事
7	1の項から6の項までに掲げる職制上の段階以外が属する職制上の段階（技能・労務職を除く。）	係員
8	技能・労務職のうち，指導運転士及び運転士が属する職制上の段階	運転士
9	技能・労務職のうち，高速運転士，高速車掌及び駅職員が属する職制上の段階	高速鉄道運輸関係職員

※ 「技能・労務職」とは、京都市職員任用規則に規定する技能・労務職をい

う。

附 則

この規程は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行の日から施行する。

（交通局企画総務部職員課）